

告 示

埼玉県告示第二百二十一号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号。以下「条例」という。）第五条第二号の規定により、令和七年埼玉県告示第二百二十九号（令和七年度前期技能検定の実施）により公示する技能検定に係る条例別表産業労働部の項第十二号金額の欄イに規定する手数料（在校生（知事が別に定める者をいう。）が三級を受検する場合の手数料を含む。）については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 次に掲げる要件のいずれにも該当する者に係る手数料 九千円
- イ 三級の実技試験を受検すること。
- ロ 実技試験受検申請日（郵送で申請する場合にあつては、消印日。次号において同じ。）において県内に住所を有し、在勤し、又は在学する者であること。
- ハ 令和七年四月一日において三十五歳未満であること。
- ニ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者でないこと。
- 二 次に掲げる要件のいずれにも該当する者（前号に規定する者を除く。）に係る手数料 九千円
- イ 三級の実技試験を受検すること。
- ロ 令和七年四月一日において二十三歳未満であること。
- ハ 実技試験受検申請日において雇用保険法（昭和四十九年法律第一百十六号）第四条第一項に規定する被保険者であること。
- ニ 出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者でないこと。
- 三 前号イ、ロ及びニに掲げる要件に該当する者（前二号に規定する者を除く。）に係る手数料 四千五百円